

低入札価格調査における失格基準価格の算出方法について

平成 21 年 12 月 24 日 行財政局長決定

最終改正 令和 6 年 3 月 22 日

工事請負契約に関して、低入札価格調査手続要綱第 5 条に規定する失格基準価格の算出方法は、以下のとおりとする。

(総額による失格の判断)

- 1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を算出する。ただし、その額が、設計金額に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 3 分の 2 を乗じて得た額とする。
 - ① 直接工事費の額に 10 分の 9.4 を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
- 2 1 により算出した額の 100 円未満を切り捨て、100 分の 110 を乗じた額を総額による失格判断のための失格基準価格とする。
- 3 工事内容等から上記の方法により難しい場合には、予定価格の 3 分の 2 を下らない範囲内でその都度算出するものとする。

適用：平成 22. 1. 1 改正適用：平成 22. 9. 1、平成 24. 4. 1、平成 25. 1. 1、平成 25. 4. 1、平成 25. 8. 1、平成 26. 4. 1、平成 29. 8. 1、令和元. 8. 5、令和 4. 10. 1 ただし、公告日が令和 4 年 9 月 30 日以前の案件については、なお従前の例による。令和 6. 4. 1